

令和8年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日(金) 午後1時30分から午後2時37分
 2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (18名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕	緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 1 番	河 毛 早	苗
〃	2 番	中 村 精	〃	1 2 番	西 尾 真	帆
〃	3 番	山 田 準 二	〃	1 3 番	藏 内 敏	博
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 4 番	石 谷 隆	隆
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 5 番	柳 田 和	廣
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 6 番	竹 森 潔	潔
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 7 番	福 安 修	修
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信	温

4. 欠席委員 (なし)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 14名)

邑 美	竹 内 七 郎	国 府 町	福 田 克 彦
せんだい	猪 口 洋 司	福 部 町	谷 口 泰 彦
〃	森 本 寿 夫	河 原 町	荻 原 誠
高 草	内 田 洋之助	〃	漆 原 清 志
湖 東	村 上 文 夫	用 瀬 町	西 村 勝 之
〃	山 根 一 美	気 高 町	山 下 泰 人
国 府 町	吉 永 昇 平	鹿 野 町	谷 口 和 人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
 議案第 4 号 非農地証明について
 議案第 5 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 (3) 公共事業の施行に伴う附带施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
 (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和8年度第1回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、委員18名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号12番 西尾委員、13番 藏内委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号1番から10番の10件でございます。 整理番号1番は、賀露町で売買による所有権移転です。 整理番号2番は、河原町北村で贈与による所有権移転です。 整理番号3番は、下段で売買による所有権移転です。 整理番号4番、5番、6番は、気高町日光で贈与による所有権移転です。 整理番号7番は、青谷町山根で贈与による所有権移転です。 整理番号8番は、河原町袋河原で売買による所有権移転です。 整理番号9番は、用瀬町屋住で売買による所有権移転です。 整理番号10番は、河原町布袋で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われま
議長		それでは、整理番号1番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員		3月30日に川上農業委員、佐々木、山根(一)推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。■■■、■■■は水稻を予定しており、■■■は野菜を栽培されます。野菜を栽培する■■■は、譲受人が野菜栽培をされています。水稻については、苗等をJAに相談されるようです。農機具もありました。
議長		引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		村上推進委員の報告のとおりで、譲受人が10年前から耕作をされています。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号2番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。

漆原委員	4月3日に田淵農業委員、譲受人と私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は、姉弟であり、譲受人が長年管理をされておりました。水路掃除も譲受人がされるということで問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員	漆原推進委員の報告のとおりで、何ら問題はないと判断しております。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号3番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	4月2日に山岡推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地の北側に譲受人が耕作している農地があります。申請地は北側と同様に栗の木を植える予定です。許可にあたって支障はないと判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号4番、5番、6番を一括して審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員	すべての案件が、4月3日に柳田農業委員、事務局、それぞれの譲受人と私で現地確認を行いました。申請された土地は、■■■に住む譲渡人が、現在耕作してもらっているそれぞれの譲受人に贈与するものです。 整理番号4番は、譲受人の自宅近くにある畑です。譲受人は、白ネギやトマトを育てており、管理機等の農機具も所有されています。 整理番号5番は、■■■にお住まいですが、実家がこちらであり、実家の作業場に農機具等は保管して隣地の申請地を耕作されています。 整理番号6番は、地元農事組合法人の代表者であります。申請地は、法人でなく個人として長年耕作管理をされております。以上のことからすべて問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	山下(泰)推進委員の報告のとおりで、整理番号4番の譲受人は、稲刈り以外の作業はされております。整理番号5番は、自家消費野菜を耕作されております。整理番号6番は、農事組合法人の代表者として耕作されており、機械もお持ちであります。以上のことから、すべての案件が、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号7番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		4月1日に事務局、譲受人の代理人と私で現地確認を行いました。申請地周辺は住宅地ですが、譲受人の自宅に隣接しており、耕作をされています。他にも畑を所有しており、自家消費用に栽培されています。農機具もお持ちであります。以上のことから、周辺農地への影響もなく、支障はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号8番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻 原 委 員		4月6日に河毛農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人が50年ぐらい前から耕作しており、譲渡人が実家や農地の売却に伴い、譲受人が購入するものであり、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員		荻原推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号9番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員		3月30日に小林(照)農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地のすべてを譲受人が耕作しています。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。

小林(照)委員		西村推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号9番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号10番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		4月6日に河毛農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は耕作されていない田で、市外にお住まいであり、管理もされていなかったのですが、近隣を耕作している譲受人に話をし、効率よく耕作ができるので申請となったようです。譲受人は認定農家であり、全く問題ないと考えます。
議 長		引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		荻原推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号10番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号1番、2番と一時転用1番の3件でございます。 整理番号1番、申請地は国安、転用目的は住宅建築、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号2番、申請地は鹿野町今市、転用目的は蓄電池設置、農地区分は管理設道路沿道の区域に該当するので第3種農地と判断し農許可根拠は原則許可です。 一時転用1番、申請地は高路、転用目的は仮設ヤード、農地区分は農振農用地区域と判断し、許可根拠は一時転用です。
議 長		整理番号1番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		3月31日に下田農業委員、事務局、譲受人の代理人と私で現地確認を行いました。申請地は住宅建築ということです。三方を住宅に囲まれており、チェックシートに照らし合わせて問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		休耕地で管理もできていなく農地であり、分家住宅としては少し広いですが、周辺は住宅地であり、家庭菜園や駐車場を整備することで妥当だと判断します。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号2番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		4月1日に砂川農業委員と私で現地確認を行いました。申請地は草刈りだけされている農地です。周辺の農地や水路には影響はなく、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		谷口(和)推進委員の報告のとおりで、問題ありません
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、一時転用1番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内田委員		4月3日に中村農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地は、2年前からの急傾斜地崩壊対策工事に伴うもので、施工業者が変更されたので、改めて申請されたものであり、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員		内田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 一時転用1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第3号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号1番の1件でございます。 整理番号1番、申請地は国府町大石、変更内容は、公共工事の工期延長に伴う期間

		延長です。
議 長		整理番号1番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉 永 委 員		台風被害による復旧工事で、工期延長されたため、6月末まで期間延長されるものであり、問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 委 員		吉永推進委員の報告のとおりです。降雪や追加工事もあり、今まで何回か延長による変更申請をされてきましたが、今回の延長で終わる予定であると、4月4日に事業者を確認をいたしました。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第3号「農地転用事業計画変更申請について」を終わります。 続きまして議案第4号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号1番から7番の7件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長		整理番号1番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森 本 委 員		4月1日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。三角地で耕作不適になっているため、長期間に渡り荒廃しており、問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号1番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号2番を審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		4月1日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。■■■と■■■は、杉が植林されている急傾斜地です。■■■は、周辺の竹林と同様です。■■■は、山裾に位置し、雑木が生えております。すべての土地が、農地への復旧が困難な土地です。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号2番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号3番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		3月30日に濱田会長、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、旧9号線沿いに位置し、30年以上前から耕作をされておらず、今は中古車販売店の一部となっており、農地行政上も特に支障がないと認められる。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号3番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号4番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		3月30日に川上農業委員、佐々木、村上推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、本宅の裏に平成6年頃に移転したものであり、20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号4番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号5番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		3月30日に濱田会長、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、20年以上前から耕作をされておらず、近隣の親せき関係にある者が、農繁期等に駐車場として利用されています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号5番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号6番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		4月1日に井上推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。平成13年に住宅を建築され、西側は道路、東側は住宅、北と南側は会社となっています。周辺に耕作地はなく、住宅が建築されてから20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められます。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号6番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号7番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		4月2日に西尾農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。昭和21年頃から住宅が建築され、住宅敷地として利用されており、農地法施行日以前より非農地であった土地で問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号7番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第4号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第5号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農地の面積は、田318,566.85㎡、畑が16,665㎡、樹園地が3,408㎡の合計338,639.85㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権108件、使用貸借による権利97件の合計205件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案5号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について

議	<p>(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p> <p>長 以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和8年度 第1回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後2時37分</p>
---	---